



島根県報

平成19年11月 6 日 (火)
第 1,929 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

土地改良区の役員の就任及び退任 (2 件)	(農 村 整 備 課)	1
土地改良区の役員の就任	(")	3
土地改良区の役員の退任	(")	4
県営土地改良事業計画の変更 (3 件)	(")	4
解除予定保安林 (2 件)	(森 林 整 備 課)	5
保安林の指定施業要件の変更 (2 件)	(")	6
地方卸売市場の卸売業者の住所及び氏名の変更	(水 産 課)	7
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	7

公 告

都市計画決定の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	8
都市計画変更の図書の縦覧	(")	8

特定調達公告

島根県シンククライアントシステム運用機器の賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等	(情 報 政 策 課)	8
--	---------------	---

教育長訓令

島根県教育委員会教育長の所掌に係る建設工事入札結果等閲覧規程の一部改正	(教 育 施 設 課)	9
-------------------------------------	---------------	---

正 誤

平成19年 6 月29日付け島根県報第1,892号中	(森 林 整 備 課)	9
----------------------------	---------------	---

告 示

島根県告示第893号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年11月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

那賀郡金城村土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 山崎 久瀧 浜田市金城町久佐八100番地
- 田邨 一男 浜田市金城町今福425番地 1
- 下谷 巧 浜田市金城町久佐イ595番地
- 佐々原熊雄 浜田市金城町入野口262番地
- 原田 義則 浜田市金城町久佐イ1073番地10

宮本 教行 浜田市金城町今福779番地
河西 堅 浜田市金城町上来原418番地
原田 敏弘 浜田市金城町七条八209番地
齋藤 幸憲 浜田市金城町下来原1472番内1地
川上 幾雄 浜田市金城町下来原538番地
羽柴 兼夫 浜田市金城町七条イ268番地
河崎 忠 浜田市金城町波佐イ748番1地
竹田 聰 浜田市金城町小国イ714番地
三浦 兼浩 浜田市金城町長田イ18番3地
森本 一孝 浜田市金城町小国イ233番地

監事

岡田 治夫 浜田市金城町波佐口53番地
古城 護 浜田市金城町久佐八121番地1
川見 正人 浜田市金城町上来原737番の4地

2 就任年月日

平成19年10月17日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

大屋金太郎 浜田市金城町追原1240番地
石田 幸 浜田市金城町入野イ750番地
小谷 要 浜田市金城町久佐イ585番地
畑 米一 浜田市金城町久佐口251番地
湯浅倭佐雄 浜田市金城町今福679番ノ内第1地
高羽 武雄 浜田市金城町宇津井161番地
佐崎 孝道 浜田市金城町上来原73番地1
宇川 俊男 浜田市金城町下来原205番地
岡本 幸吉 浜田市金城町下来原696番地
藤井卯三郎 浜田市金城町七条イ663番地
岡本 恂 浜田市金城町七条八76番地
古和 忠雄 浜田市金城町長田イ295番地
岡田 秀一 浜田市金城町波佐口53番地
和田熊三郎 浜田市金城町小国イ176番地

監事

山岡 好一 浜田市金城町今福597番地2
佐々木智博 浜田市金城町七条口381番地
幸田 英夫 浜田市金城町波佐イ685番地

島根県告示第894号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年11月6日

中村土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

原 茂憲 隠岐郡隠岐の島町元屋211番地
岡島 勝信 隠岐郡隠岐の島町中村1455番地
的射 利定 隠岐郡隠岐の島町中村1544番地11
谷 省三 隠岐郡隠岐の島町中村 7 番地
茶山 善博 隠岐郡隠岐の島町元屋446番地 4
手嶋 昭男 隠岐郡隠岐の島町中村1541番地38
細井 睦雄 隠岐郡隠岐の島町中村1471番地 1
千葉 岩二 隠岐郡隠岐の島町中村1534番地

監事

田中 正博 隠岐郡隠岐の島町中村304
長谷川 聡 隠岐郡隠岐の島町中村415番地 3

2 就任年月日

平成19年 7 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

原 茂憲 隠岐郡隠岐の島町元屋211番地
岡島 勝信 隠岐郡隠岐の島町中村1455番地
的射 利定 隠岐郡隠岐の島町中村1544番地11
谷 省三 隠岐郡隠岐の島町中村 7 番地
茶山 善博 隠岐郡隠岐の島町元屋446番地 4
手嶋 昭男 隠岐郡隠岐の島町中村1541番地38
細井 睦雄 隠岐郡隠岐の島町中村1471番地 1
千葉 岩二 隠岐郡隠岐の島町中村1534番地

監事

藤野徳二郎 隠岐郡隠岐の島町中村56番地 2
平井 末広 隠岐郡隠岐の島町中村289番地

島根県告示第895号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

奥出雲町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

安部 文夫 仁多郡奥出雲町大呂1711番地
長谷川徳巳 仁多郡奥出雲町三沢344番地 2
小早川貞利 仁多郡奥出雲町下横田230番地 2
米原 敏智 仁多郡奥出雲町亀嵩1924番地

福田 岩男 仁多郡奥出雲町下阿井442番地
山脇 憲一 仁多郡奥出雲町小馬木582番地
大谷 隆寿 仁多郡奥出雲町竹崎550番地 2
田邊 彰一 仁多郡奥出雲町竹崎1450番地 1
磯田 勲 仁多郡奥出雲町上三所825番地 1
和泉 芳邦 仁多郡奥出雲町横田1185番地
三谷 静夫 仁多郡奥出雲町三成806番地
佐々木敏視 仁多郡奥出雲町小馬木239番地
勝部 定次 仁多郡奥出雲町稲原908番地

監事

石原 淳男 仁多郡奥出雲町中村735番地
長谷川 昭 仁多郡奥出雲町下阿井98番地 1
糸原 功 仁多郡奥出雲町八川2045番地 1

2 就任年月日

平成19年9月18日

島根県告示第896号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

益田市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

須藤 直紀 益田市飯田町541番地

島根県告示第897号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、古江生馬地区を受益地域とする用排水施設事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成19年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

古江生馬地区用排水施設事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

松江市役所

島根県告示第898号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、古江生馬地区を受益地域とする農道事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成19年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

古江生馬地区農道事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

松江市役所

島根県告示第899号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、古江生馬地区を受益地域とする暗渠排水事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成19年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

古江生馬地区暗渠排水事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

松江市役所

島根県告示第900号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市掛合町入間1081 - 9（国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第901号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市吉田町吉田字川尻4323 - 50（国有林）・4328 - 14（国有林。次の図に示す部分に限る。）、4323 - 1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

雲南市吉田町吉田字川尻4363 - 7（国有林。次の図に示す部分に限る。）、4363 - 3（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第902号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

雲南市掛合町波多2038 - 1・2038 - 2・2178 - 1・2180 - 3（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、2180 - 2、2180 - 4、飯石郡飯南町角井1837 - 2・1841（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、獅子523 - 1、523 - 2、523 - 4、523 - 3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第903号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年11月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

雲南市掛合町波多495、飯石郡飯南町頓原2632内1・2632-2・2637-4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第904号

地方卸売市場の開設の許可及び地方卸売市場における卸売業務の許可（昭和56年島根県告示第5号）により公示のあった地方卸売市場の卸売業者の住所及び氏名について、次のとおり変更があったので、島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）第23条の規定により告示する。

平成19年11月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

許可番号	許 可 年月日	卸売市場 の名称	卸売市場 の所在地	卸売業者の住所		卸売業者の氏名		取扱品目 の部類
				変更前	変更後	変更前	変更後	
指令水第 24号の6	昭和55年 12月19日	出雲総合地 方卸売市場	出雲市高松 町570番地	出雲市今市 町1489番地	出雲市高松 町570番地	株式会社出 雲魚市場	出雲大同青 果株式会社	水産物部

島根県告示第905号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成19年11月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称 西

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡海士町海士166番2	1号及び2号
” 165番	3号及び4号
” 163番3	5号
” 164番8	6号及び7号
” 200番	8号及び9号
” 164番2	10号
” 164番8	11号
” 164番1	12号
” 182番	13号から15号まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江圏国際文化観光都市計画）地区計画
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江圏国際文化観光都市計画）用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 件名
島根県シンククライアントシステム運用機器の賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町 8 番地
- 3 落札者を決定した日
平成19年10月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額
72,938,145円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成19年 8 月31日

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第 9 号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関

島根県教育委員会教育長の所掌に係る建設工事入札結果等閲覧規程（昭和57年島根県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成19年11月 6 日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

第 2 条第 1 号中「建設工事等」を「建設工事」に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 発注する測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務ごとの指名競争入札の指名業者名を記載した書類

第 4 条第 1 項本文中「第 2 条第 1 号」を「第 2 条第 2 号」に、「同条第 2 号」を「同条第 1 号及び第 3 号」に改め、同項ただし書中「同条第 2 号」を「同条第 3 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年11月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に入札参加者の指名が行われた指名競争入札に係る指名業者名を記載した書類の閲覧については、なお従前の例による。

正 誤

平成19年 6 月29日付け島根県報第1,892号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
12	下から14	主伐は、択伐による。	主伐に係る伐採種は、定めない。